

## 地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称  
美しい環境のまち きたかみ
- 2 地域再生計画の作成主体の名称  
北上市
- 3 地域再生計画の区域  
北上市の全域
- 4 地域再生計画の目標

北上市は岩手県のほぼ中央に位置し、北上川と和賀川が合流する肥よくな土地に恵み豊かな田園地帯が広がり、西に奥羽、東に北上山系の山々が連なる美しい自然に恵まれた人口93,064人（平成17年3月31現在）、面積437.55 k㎡のまちである。古くから交通の要衝として栄え、恵まれた立地条件を背景に人口も順調に増加し、「水と緑豊かな文化・技術の交流都市きたかみ」実現に向けたまちづくりを推進し、特に工業出荷額は県下1位、農業粗生産額は県下2位の集積を持ち、活気ある都市として注目を集めている。

しかし、その一方で人口の増加は市街地周辺部で急速な混住化と農地の宅地化を進行させ、下水道施設の整備が遅れ気味となり農業用水や中小河川が生活雑排水の排水路としての機能も担うようになってきた。生活様式も多様化し、家庭からの生活雑排水の増加や質的な悪化に対し自然の持つ浄化機能だけでは対応できなくなっており、自然環境や農作物への影響が懸念されるようになってきた。このため、北上市では公共用水域の水質保全を図るため、昭和62年度に公共下水道の供用を、平成2年度に農業集落排水事業の供用を開始している。また、平成元年度より浄化槽設置補助事業を展開している。下水道等の整備により、平成16年度末の汚水処理人口普及率は76.3%に達し、全体的には水質改善の傾向が見られ、主要河川の水質はすべての測定地点で環境基準を達成しているものの、身近な中小河川や水路においては基準を超過している。

こうしたことから、よりきれいな水質を取り戻し「美しい環境のまち きたかみ」を守っていくため、地域の状況に応じた汚水処理施設の整備を促進することが必要である。

具体的には、農村地域では、農業集落排水事業と浄化槽事業を併せて推進し農業用水路等の水質改善を図るとともに、農業経営体育成のための基盤整備事業を展開し、快適で住みよい生活環境を整備する。このことにより農業者の定住化と認定農業者数の増加を側面から支援し、後継者不足による耕作放棄地の発生や農地の荒廃を防ぎ、地域の美しい環境に誇りを持ちながら暮らせる活力ある地域づくりを実現する。

また、都市部においては、下水道の普及により水質保全や河川環境への関心も深まり、ゆとりのある質の高い生活や良好な環境を求める市民のニーズが高まっている。河川のもつ多様な

自然環境や水辺空間が生活環境の舞台としての役割を果たすものと期待されており、下水道整備を一層促進するとともに、地域資源を活用しつつ、住む人や訪れる人に水辺のにぎわいとやすらぎを提供する公園整備を進め、美しい環境の保全と清流を守る共通の認識を醸成する。

こうした生活雑排水対策やまちの基盤整備に取り組み、季節の移ろいに彩られた郷土の素晴らしい環境を享受し、将来に継承するために、そしてまた、訪れる人に「住んでみたいまち」といわれるように、北上の風土を生かしたさわやかで快適な「美しい環境のまち きたかみ」を築く。

#### 目標 1 汚水処理施設の整備の促進

汚水処理人口普及率を 76.3% から 89.6% に向上させる

#### 目標 2 認定農業者数

農業者の育成と認定農業者の支援を図る

認定農業者数を 380 経営体から 502 経営体に育成する

#### 目標 3 中小河川の BOD 環境基準値の改善

中小河川18測定箇所のうち平成16年度に環境基準値を超過している曠土水路（2.4mg/L） 広瀬川（2.1mg/L）の2地点について21年度までに基準値である 2.0mg/L 以下に改善する。

### 5 . 目標を達成するために行う事業

#### 5 - 1 全体の概要

公共下水道事業は、北上川上流流域下水道・花北処理区の流域関連公共下水道として、全体計画区域 4,150ha の内、事業計画区域として 2,803ha について平成18年度に事業認可（平成18年12月11日 目標年次平成22年度）を受けた区域の整備を進める。

農業集落排水事業は昭和63年度から着手して、全体計画21地区の内 9地区が完成しており今後 3地区で事業を進める。また集合処理区以外の地域では浄化槽の設置事業を展開し、住み良さの指標とも言える汚水処理人口普及率を現在の76.3%から89.6%まで向上させることを目標に、汚水処理施設整備交付金を活用し各事業の連携を図りながら地域の状況に応じて効率的に整備する。

なお、農村地域においては生活環境整備を進めることにより、担い手育成を側面から支援する。都市部においてはにぎわいとやすらぎが調和した水辺の拠点整備を進める。

#### 5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

##### ・汚水処理施設整備交付金を活用する事業

整備箇所等は、別添の整備箇所を示した図面による。

〔事業主体〕

いずれも北上市

〔施設の種類〕

公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽（個人設置型）

〔事業区域〕

公共下水道 北上市 村崎野地区 鬼柳地区 相去地区 和賀地区  
立花地区 二子地区

農業集落排水 北上市 滑田・藤根地区 黒岩地区 下門岡地区

浄化槽（個人設置型） 集合処理区域以外の北上市全域

〔事業期間〕

公共下水道 平成17年度から21年度

農業集落排水 平成18年度から21年度

浄化槽（個人設置型） 平成17年度から21年度

〔整備量〕

公共下水道 150 ~ 500 18,400m

農業集落排水 150 ~ 200 52,000m

処理場 1箇所

浄化槽（個人設置型） 315基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり

- ・ 公共下水道 6地区で 7,927人
- ・ 農業集落排水 滑田・藤根地区 1,370人 黒岩地区 1,170人  
下門岡地区 800人
- ・ 浄化槽 市内全域で 1,049人

〔事業費〕

公共下水道 事業費 2,350,000千円  
(うち交付金 1,175,000千円)

農業集落排水 事業費 3,671,048千円  
(うち交付金 1,835,524千円)

浄化槽（個人設置型） 事業費 136,884千円  
(うち交付金 45,628千円)

合 計 事業費 6,157,932千円  
(うち交付金 3,056,152千円)

- ・経営体育成基盤整備事業

将来の農業を担う効率的で安定した認定農業者等の経営体を育成し、その担い手が地域の中心的役割となれるよう、必要となる区画整理や水路、農道等の整備を行う。

- ・展勝地水辺プラザ公園整備

北上川に隣接する桜の名所展勝地に、現桜並木の延命対策を講じながら第2の桜並木を整備し、きれいな水辺の環境に調和した展勝地の魅力を引き出し、そこを訪れたいくなるような「にぎわいのある水辺」の拠点整備を進める。新旧の桜が一斉に咲誇る日本一の桜並木を創出し、観光客の増加をめざすとともに「うつくしい環境のまち きたかみ」を実現させる。

## 6 計画期間

平成17年度～21年度

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。また、水質検査等による水質管理を行う。

## 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし